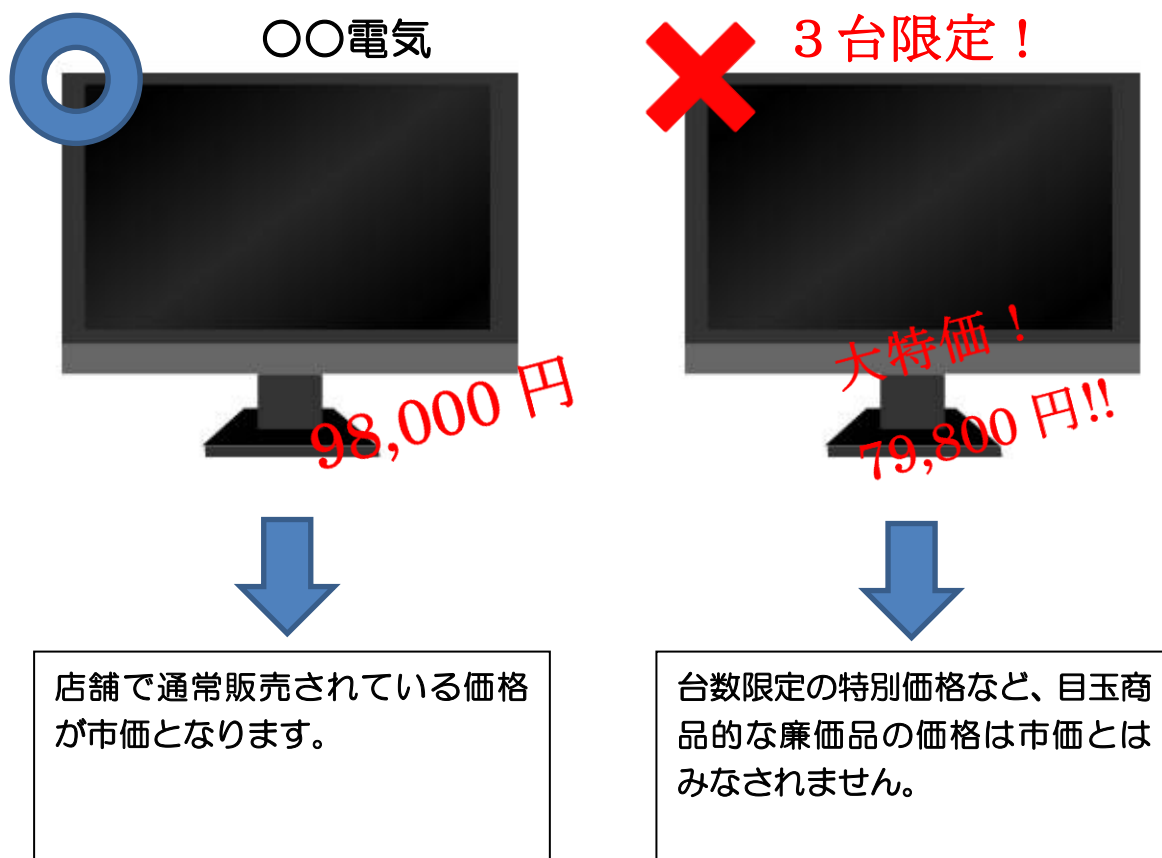


## Question (景品の価額算定の注意点)

来場者に対して抽選により、通常弊社で販売していない液晶テレビを提供したいと考えています。液晶テレビのメーカー希望小売価格はオープン価格となっているのですが、その際の液晶テレビの価額の算定の仕方を教えてください。

**Answer** 景品の価額を算定する場合は、**景品の提供を受ける人がその景品を通常購入するときの価格（市価）が基準**となります。そのため、液晶テレビ等のオープン価格の商品については、**近隣の店舗等で通常販売されている価格が市価となります**（チラシ等に掲載の価格）。

なお、家電販売店の台数限定の特別価格や、インターネット上のショッピングサイトでの最安値販売価格等、**目玉商品的な廉価品の価格は、市価とはみなされない**ので注意してください。



## Hint!

景品として提供するものが市販されていない場合、景品表示法に基づく「景品類の価額の算定基準」では、①その景品類に類似するものが市販されていれば、その市価を参考にして算定、②類似するものが市販されていないときは、その景品類の仕入れ価格に通常の流通マージン等を加えた価格で算出することとしています。